

活動報告

【会合】

国際知財司法シンポジウム（J S I P）フォローアップセミナー

国際協力部教官

坂本達也

1 はじめに

2022年12月6日及び9日に、それぞれ、ベトナムの関係機関及びカンボジアの関係機関を対象として、国際知財司法シンポジウム（通称“J S I P¹”）2021のフォローアップセミナーが開催された。

本稿では、両セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。なお、本稿中の意見や分析は、当職の私見であり所属部局等の見解ではない。

2 開催に至る経緯

(1) J S I Pは、海外から実務家を招いて、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、2017年から毎年開催されているシンポジウムである。

J S I Pは、欧米諸国を対象とするプログラムと、ASEAN諸国を対象とするプログラムを隔年で実施している。法務省は主にASEAN諸国を対象とするプログラムを担当しており、当部においても企画、準備、実施に関与している²。

(2) J S I Pフォローアップセミナーは、前年のASEAN諸国を対象とするプログラムで議論された内容につき、特にそれが課題となっていると考えられる参加国との間で更に掘り下げた議論を行う目的で、2020年から法務省が独自に実施するセミナーである³。

2020年に続き、2回目の開催となる今回はベトナム及びカンボジアを対象国とし、「商標権侵害に関する救済制度の実務」をテーマとして取り上げ、模倣品侵害に対するエンフォースメントに焦点を当てた議論がなされた。

¹ Judicial Symposium on Intellectual Property の略称である。

² 法務省が主に担当した過年度のプログラムについては、2017年のプログラムはICD NEWS第74号23頁以降を、2019年のプログラムについてはICD NEWS第81号101頁以降を、2021年のプログラムはICD NEWS第90号67頁以降をそれぞれ参照されたい。

³ J S I Pフォローアップセミナーの開催経緯の詳細及び2020年のフォローアップセミナーの内容についてはICD NEWS第87号191頁以降を参照されたい。

3 ベトナムセミナー

(1) 概要

ア 日時

2022年12月6日（火）

イ ベトナム側参加機関

科学技術省監査局、国家知的財産庁、商工省市場管理総局、最高人民裁判所

ウ 実施形式

オンライン形式

(2) プログラムの内容

ア ベトナム科学技術省監査局によるプレゼンテーション

まず、科学技術省監査局（以下「監査局」という。）のチャン・ティエン・ダット知的財産監査室副室長が「商標権侵害の対応における科学技術省の役割」と題したプレゼンテーションを行った。科学技術省は、知的財産を主管する行政機関であり、監査局は、産業財産権分野（特許権、商標権、意匠権、実用新案権）における行政措置の実施等を担当している。

プレゼンテーションにおいては、まずベトナムの産業財産権侵害事案に対するエンフォースメントの主要な役割を担う行政措置について、関係機関の役割分担が説明された。具体的には、科学技術省傘下の組織として、①監査局、②国家知的財産庁、③知的財産研究所が存在しており、①監査局は、産業財産権侵害事案に対する行政措置を行う権限を有する執行機関である。同種事案に対する行政措置を行う権限を有する執行機関として商工省市場管理総局（以下「市場管理総局」という。）があるが、主に市場のパトロールを担当する同局とは異なり、監査局は、立入調査権を有すること、産業財産権侵害事案の中でも複雑な事件（特許権侵害事案は同局のみが担当している。）を担当していることに特徴がある。②国家知的財産庁は、執行機関である監査局、市場管理総局らに対し、専門的知見を提供することを主たる役割としており、③知的財産研究所は独立した鑑定の実施機関である。このほか、プレゼンテーションにおいては、ベトナムの知的財産権侵害に対するエンフォースメントは行政措置が主要な役割を占めており、同国の知的財産権侵害事案の90%以上を行政機関が処理していること、権利者は行政機関に行政措置を申し立てられること、近時の課題として、オンライン上の権利侵害事案について侵害者の特定に困難が生じていることなどが紹介された。

イ ベトナム国家知的財産庁によるプレゼンテーション

次に、国家知的財産庁のハ・ティ・グエット・トゥ博士が「権利化機関の観点から見た知的財産権のエンフォースメント」と題したプレゼンテーションを行った。国家知的財産庁は、主に執行機関に対する専門的知見の提供を行っている科学技術省傘下の行政機関である。

プレゼンテーションにおいては、国家知的財産庁と、同じく科学技術省傘下の行

政機関であり独立した鑑定機関である知的財産研究所の役割について説明がされた。国家知的財産庁は、産業財産権侵害事案処理のための専門的知見の提供をその主たる役割としており、対象となる産業財産権の保護状況、権利登録状況、使用状況、保護範囲の特定、侵害要素の特定等に関する知見を提供しているが、提供される知見はこれらに限られるものではない。提供先となる行政機関は、市場管理総局、税関、公安、人民裁判所、監査局等がある。権利別にみると、商標権に関するものがほとんどであるほか、わずかに特許権、実用新案権、意匠権に関するものがある。一方、知的財産研究所は、独立した鑑定の実施機関である。嘱託事項につき客観的かつ公平に鑑定を実施することとされており、保護範囲の特定、侵害の有無、損害の評価などについて鑑定を行う。後述のベトナム最高人民裁判所のプレゼンテーションにおいても、知的財産研究所の鑑定結果を裁判上も非常に尊重しているとの報告があった。

ウ 市場管理総局によるプレゼンテーション

次に、市場管理総局のキエウ・ドゥオン法務担当副局長が「市場管理部隊 産業財産権の保護」と題したプレゼンテーションを行った。市場管理総局は、産業財産権侵害事案に対する行政措置権限を有する執行機関であり、ベトナム各地における取締活動を行っている。

プレゼンテーションにおいては、市場管理総局の産業財産権保護活動について紹介があった。商工省傘下の市場管理総局は、省・市レベルで合計64の専門業務局及び市場管理局、群・群間レベルで合計376の市場管理チームを有し、5243の市場取締官を擁している。その主たる業務は、模造品の製造・取引を含む知的財産権侵害行為の取締活動であり、違反行為に対する行政措置を実施している。統計によると、市場管理局による行政措置は、2022年1月から10月までに2663件、罰金額は合計289億8658万1000ドンにも及んでいる。

エ ベトナム最高人民裁判所によるプレゼンテーション

次に、最高人民裁判所のホアン・ゴック・タインハノイ市人民裁判所経済法廷長官から、ベトナムの商標制度とその侵害に関する裁判の状況や課題についてプレゼンテーションがされた。

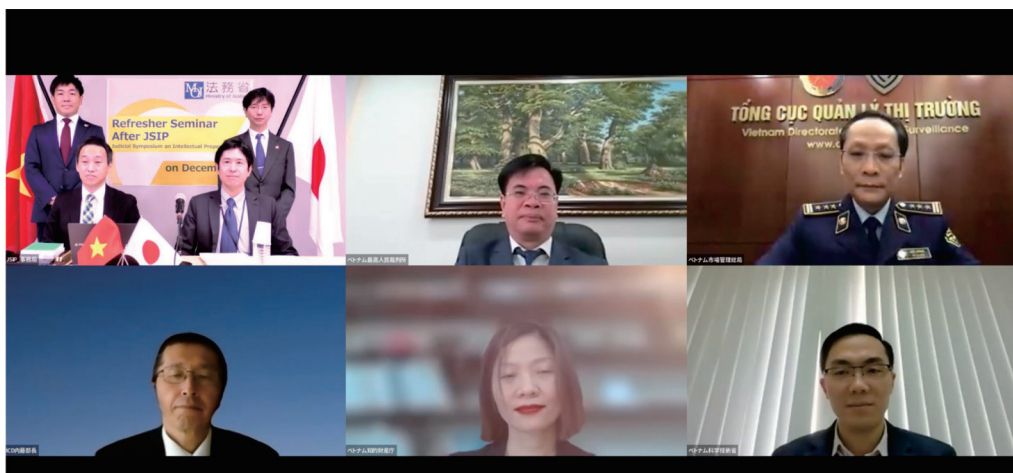
プレゼンテーションにおいては、商標権侵害事案に対するエンフォースメントとして、民事訴訟が利用されていない現状とその理由について説明がされた。知的財産権に関する民事訴訟は、2016年1月から2020年9月までの統計によると合計49件しかなく、そのうち商標権侵害事案はわずか9件であった。このように商標権侵害に対するエンフォースメントとして民事訴訟が採用されない要因として、①裁判手続が煩雑であり当事者に心理的抵抗感があること、②審理期間が長

く⁴、訴訟費用が高いこと、③機密情報を保護する裁判上の制度がないこと、④損害額の算定に困難があり、多くの事例で認容される損害賠償額が不十分であること⁵、⑤裁判官に知的財産権及び知財訴訟に関する専門的知見が不足していること、⑥商標権侵害に対する仮処分が実施されないこと（条文が存在するものの適用した事例がほとんどない）、⑦判決や決定の執行が容易ではないことなどが挙げられた。特に上記⑤に関しては、ベトナムには知財訴訟を専門的に扱う裁判所はなく、商標権侵害事件について十分な知見がないことから、裁判所は事件を受理すると、知的財産研究所の鑑定を実施し、基本的にはこれを尊重した判断を下しているとのことであった。最高人民裁判所においても裁判官向けの研修を実施しているものの、実務の取扱件数が少ないことから、知見が蓄積されていない状況にあるようであった。

オ 日本の弁護士によるプレゼンテーション

まず、木村耕太郎弁護士⁶が「日本における模倣品に対するエンフォースメント」と題するプレゼンテーションを行った。日本の模倣品に対するエンフォースメントである民事訴訟、刑事訴訟、水際取締制度（輸入差止申立ての手續）につき幅広く解説いただいた上、さらに近時の課題であるインターネット上の模倣品販売事例につき権利侵害者の住所・名称が分からない場合の法令上の措置について御紹介いただいた。

次に、松本幸太弁護士⁷が「日本における模倣品対策としての実体法の解説」と題するプレゼンテーションを行った。商標法に関する実体法上の規律について具体的な事例を交えながら御紹介いただいたほか、不正競争防止法、特許法、実用新案法、意匠法、著作権法等についても簡潔に御紹介いただいた。



【オープニングの記念撮影】

⁴ 条文上は事件受理から執行まで4か月（複雑事件であれば6か月）で終えるものとされているが、知財紛争は実際にはより多くの時間を要している。その原因としては、鑑定手続そのものに時間を要することに加え、鑑定結果に不服がある当事者から再鑑定を求められることなどが挙げられた。

⁵ 発表者によると認容額が200万円を超えることはないとのことであった。

⁶ ルネス総合法律事務所パートナー弁護士。日本弁護士連合会知的財産センター委員。

⁷ TMI総合法律事務所パートナー弁護士。弁護士知財ネット理事。



【ベトナムセミナーの様子】

4 カンボジアセミナー

(1) 概要

ア 日時

2022年12月9日（金）

イ カンボジア側参加機関

経済財政省関税消費税総局、国家警察、模倣品対策委員会、司法省

ウ 実施形式

オンライン形式

(2) プログラムの内容

ア カンボジア経済財政省関税消費税総局によるプレゼンテーション

まず、経済財政省関税消費税総局（以下「関税消費税総局」という。）のナム・ソクレン税関政策室長が「関税消費税総局の国境措置」と題したプレゼンテーションを行った。関税消費税総局は、カンボジア経済財政省傘下の税関行政に従事する機関である。

プレゼンテーションにおいては、カンボジアの知的財産法制及びエンフォースメントに関する全体像が概説された後、関税消費税総局が従事する水際措置にフォーカスした説明がなされ、知的財産侵害物品に関する通関手続停止の流れが詳しく紹介された。

イ カンボジア国家警察によるプレゼンテーション

次に、国家警察経済犯罪対策局（以下「国家経済犯罪対策局」という。）知的財産権犯罪対策室室長のマス・ユソス警察大佐が「ケーススタディ及び情報共有IP（知財）保護と模倣品販売の取締り」と題したプレゼンテーションを行った。経済犯罪対策局は、検察官の指揮の下、知的財産権侵害事案に関する犯罪捜査を行う行政機関である。

プレゼンテーションにおいては、経済犯罪対策局によるこれまでの摘発事例が具

体的に紹介されるとともに、今後の課題として、知的財産の専門的知見が不足しており、法執行能力が不足していることなどが紹介された。

ウ カンボジア模倣品対策委員会からのプレゼンテーション

次に、模倣品対策委員会のホックリー・ケオ事務局次長が「模倣品の輸入、製造、保管、販売、流通に関連した知的財産権侵害に対するC. C. C. Cの手続の実施」と題したプレゼンテーションを行った。模倣品対策委員会は、関係機関と協力し、模倣品に関する犯罪の捜査や取締を行う行政機関であり、24の省庁・機関の代表者で構成されている。

プレゼンテーションにおいては、模倣品対策委員会の所管について説明がされた後、模倣品対策委員会に対する捜査の申立てから、国家警察と協働して実施される捜査、検察官に対する事件送致に至るまでの一連の手続の流れが詳細に説明された。

エ カンボジア司法省からのプレゼンテーション

次に、司法省始審裁判所のセン・レン副長官が「カンボジアにおける商標、商号及び不正競争防止行為紛争の法的側面及びその解決」と題したプレゼンテーションを行った。

プレゼンテーションにおいては、知的財産権に関する法整備の状況、民事事件、刑事事件の手続の概要に加え、裁判所に係属する知的財産権に関する民事事件が少数であること及びその理由が紹介された。カンボジアの裁判所に係属する知的財産権に関する民事訴訟が少ない原因としては、知的財産権を専門に扱う裁判所がないこと、審理期間が長く大多数の権利者は訴訟外の調停手続を選ぶこと、カンボジアの刑事訴訟においては被害者に対する損害賠償について併せて判断できるため刑事訴訟を選択することが紛争の一次的解決につながることなどが挙げられた。また、紛争解決に長い時間がかかる一方、保全事件の申立てはほとんどないことも問題として提起された（2021年はわずか1件のみであった。）。

オ 日本側のプレゼンテーション

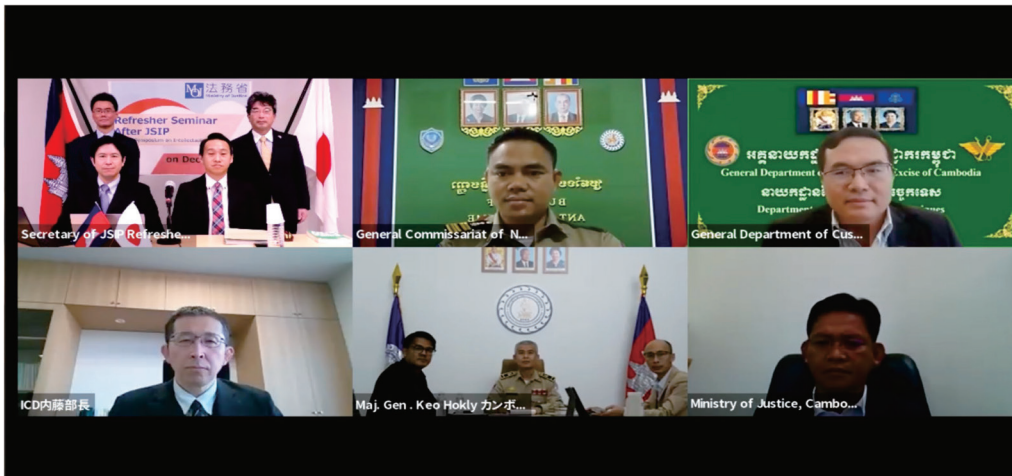
まず、平野恵稔弁護士⁸が「日本における模倣品に対するエンフォースメント」と題するプレゼンテーションを行った。日本の模倣品に対するエンフォースメントである民事訴訟、刑事訴訟、水際取締制度（輸入差止申立ての手続）につき幅広く解説いただいた上、さらに近時の課題であるインターネット上の模倣品販売事例につき権利侵害者の住所・名称が分からない場合の法令上の措置について御紹介いただいた。

次に、井上周一弁護士⁹が「日本における模倣品対策としての実体法の解説」と題するプレゼンテーションを行った。商標法に関する実体法上の規律について具体的な事例を交えながら御紹介いただいたほか、不正競争防止法、特許法、実用新案

⁸ 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー弁護士。日本弁護士連合会知的財産センター委員長。

⁹ 堺筋駅前法律事務所

法、意匠法、著作権法等についても簡潔に御紹介いただいた。



【オープニングの記念撮影】



【カンボジアミナーの様子】

5 おわりに

本セミナーは、ベトナム、カンボジア及び日本の模倣品に対するエンフォースメントを比較検討することができ、大変有意義なものとなった。

特に対象国を2か国に限定し、各国から複数の関係機関に登壇いただいたことにより、関係機関相互の役割分担や、各国の模倣品に対するエンフォースメントの全体像をよりよく把握することができた。また、各国の参加者からは、日本の弁護士のプレゼンテーションに対し、損害の算定方法や専門的知見の獲得手法に関する質問がなされるなど活発な質疑応答が行われ、他国の知見・経験を取り入れて自国の知財制度の発展につなげたいという意欲も感じられた。

JSIPフォローアップセミナーは、前年のASEAN諸国を対象とするプログラムで議論された内容につき、特にそれが課題となっていると考えられる参加国との間で更に掘り下げた議論を行う目的で行われているものであるが、本セミナーにおいては所期

の目的を十分に果たすことができたと考えている。国際協力部としては、今回のセミナーの振返りを十分に行った上で、次回のフォローアップセミナーの実施につなげる所存である。

最後に、本セミナーにおいては、日本弁護士連合会知的財産センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた。心より御礼を申し上げたい。